

4-2 高崎地域

（１）地域の現状と課題

１）地域の概況

高崎地域は、高崎駅を中心に商業・業務施設をはじめ、住宅や文化・芸術施設、さらには市庁舎などの行政施設が集積する、本市の中核となる地域です。

高崎駅には上越・北陸新幹線が乗り入れており、郊外周辺部には関越・上信越・北関東自動車道が通っていて、全国でも有数の交通拠点となっています。また、高い商業集積と集客力を備えており、商業都市として発展を続けています。

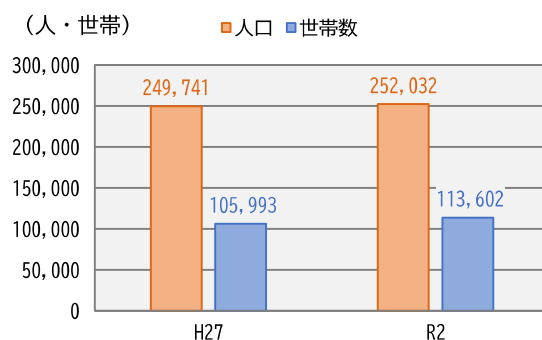
第6次総合計画では、総合的な都市機能が集積する拠点ゾーンに位置づけられています。

■ 高崎地域の人口・世帯数

	H27	R2	増減
人口	249,741	252,032	2,291
対市割合	67.3%	67.6%	0.3%
世帯数	105,993	113,602	7,609
対市割合	70.6%	70.6%	0.0%

資料：国勢調査

■ 高崎地域の人口・世帯数の変化



資料：国勢調査

２）土地利用の現況

高崎駅周辺は、商業用地、住宅用地、公益施設用地などが集積し、本市の中心的な役割を担っています。また、高崎問屋町駅の西側や幹線道路沿道にもまとまりのある商業用地が集積しています。

工業用地は、北部地区の群馬八幡駅周辺と北部、さらに東部地区の倉賀野駅周辺及び高速道路のインターチェンジ周辺に集積し、工業団地として立地しています。

住宅用地は、市街化区域内にまとまっていますが、田・畑が多い市街化調整区域にも一定程度みられます。

地域南側の吉井地域との境は、主に山林となっています。

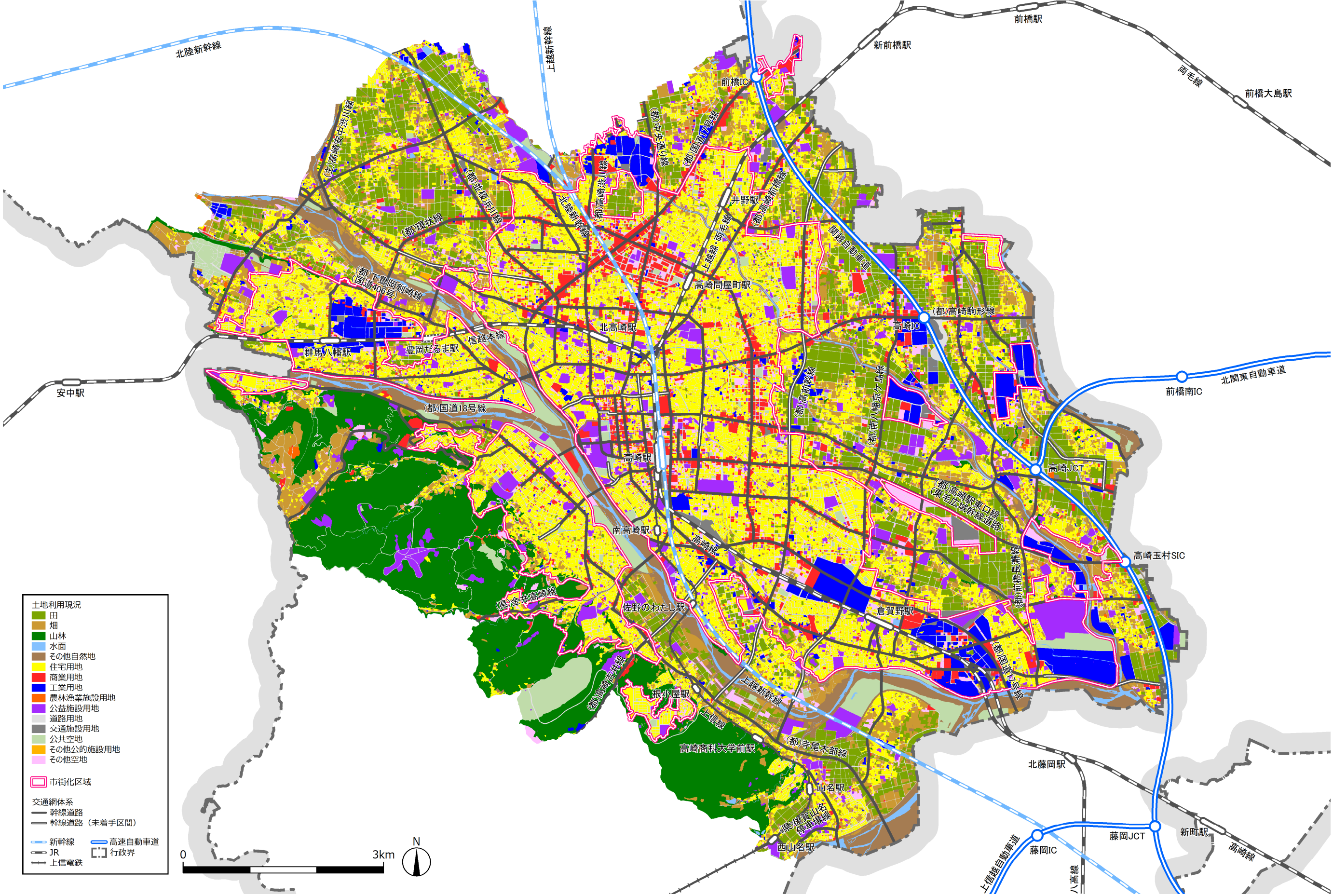
■ 高崎アリーナ



■ 高崎芸術劇場



■ 高崎地域の土地利用現況図



※その他空地は、ゴルフ場や太陽光発電、平面駐車場等

資料：令和3年度都市計画基礎調査

3) 基盤整備の状況

高崎地域内の都市計画道路の整備率は 66.7%となっており、高崎市全域の整備率 50.9%を上回っています。

都市計画公園は、99 か所、328.42ha が計画されており、226.02ha が供用されています。

■ 高崎地域の都市施設整備状況

区分	都市計画道路		種別	都市計画公園			
	延長（m）	割合		計画		供用済み	
				箇所	ha	箇所	ha
計画延長	178,550	100.0%	街区公園	85	18.32	80	17.92
整備済み	119,182	66.7%	近隣公園	8	12.2	8	12.2
事業中	11,938	6.7%	地区公園	2	9.5	2	9.5
未整備	47,430	26.6%	総合公園	2	189.8	2	98.6
			運動公園	1	38.3	1	27.5
			広域公園	1	60.3	1	60.3
			特殊公園	—	—	—	—
			合計	99	328.42	94	226.02

令和 6 年 3 月末時点

4) 地域の課題

中心市街地では、高層住宅の建設に伴い、人口の空洞化には歯止めがかかったものの、高崎地域の高齢化率は一貫して上昇傾向を示しています。引き続きまちなか居住を促進し、商業・業務機能の強化を図ることで、一層の賑わいと歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進し、利便性の高い中心市街地の実現を図ることが課題です。

鉄道やバスなどの公共交通は、交通弱者への配慮や環境負荷の低減といった観点から、路線の維持、運行頻度の確保、乗り継ぎの円滑化など、持続性と利便性向上が重要な課題です。

新幹線や高速自動車道といった広域交通網の拠点性を生かし、高崎アリーナや高崎芸術劇場などを整備してきましたが、さらなる広域的な交流拠点としての活用が必要です。

また、産業集積を図るための用地が不足しているため、高崎駅東口から伸びる（都）高崎駅東口線（東毛広域幹線道路）の整備と、関越自動車道高崎玉村スマートインターチェンジの整備により、産業団地の整備を進めてきました。今後も新たな開発の可能性が高まることが予想されるため、農地及び周辺環境との調和を図りながら整備していくことが必要です。

既存の鉄道駅周辺の生活拠点では、公共交通網の維持確保とあわせて、都市機能の充実や高齢化などに対応したコンパクトな生活環境の形成が必要です。

（２）地域の目標及び都市づくり方針

第6次総合計画における「総合的な都市機能が集積する拠点ゾーン」という位置づけを踏まえ、高崎市の中心として、人・もの・情報の交流の場となる地域を目指します。また、2つの新幹線（上越、北陸）と3つの高速自動車道（関越、上信越、北関東）が集積し、広域からの集客力を備えた北関東最大の商業・業務機能等が集積する地域の形成を目指します。

この目標を実現するため、都市づくり方針を次のとおりとします。

1）交通結節点を活用した新たな市街地の形成

高崎駅周辺から（都）高崎駅東口線（東毛広域幹線道路）沿道、関越自動車道高崎玉村スマートインターチェンジ周辺までを結ぶ地域は、東京・首都圏、信越、北陸などの高速交通網による交流圏からの集客及び物流の拡大に寄与するために、恵まれた交通結節点としての機能を生かし、周辺の農地や集落環境との調和を図りながら、工業、流通、商業、業務、その他産業の集積を図り、新たな市街地の形成を目指します。

2）高崎駅を中心とした都市機能の集積

高崎駅を中心とした中心市街地では、政治、経済、教育、文化、商業などの都市機能の集積を図り、一層の賑わいと魅力ある都市空間の形成を目指し、都心居住の促進を図ります。

3）大学周辺の環境を生かしたまちづくりの推進

（都）環状線の内側、高崎経済大学周辺は、産・学・住が調和した利便性の高い快適な居住環境を創出するとともに、高崎経済大学を生かした特色のあるまちづくりを目指します。

4）自然とふれあえる公園機能の強化

南部地区の観音山丘陵などの森林環境共生エリアは、都心地区に近接する重要な自然活用保全地として里山環境の保全に努めるとともに、自然にふれあう場としてレクリエーション機能や公園機能を高めます。

5）烏川等の水辺の親水空間の維持

水辺環境共生エリアである烏川、井野川、利根川などの緑地やサイクリングロード周辺では、水とふれあえる親水空間として良好な環境維持を図ります。

（3）都心地区

1）土地利用の方針

第3章全体構想 3-1 土地利用の方針で示した内容を原則とし、地域の特性や課題に応じた具体的な方針を示します。

① 市街化区域（都市機能誘導区域）

- ・ 高崎駅を中心として、大型商業施設、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬などの広域的に影響がある都市機能を有する施設が整備されていますが、中心商業地として、さらに交流圏の拡大、交流人口の増加を図るとともに、医療、金融、行政、福祉、子育てなどの生活利便施設の誘導を図ります。
- ・ 中心商業地として高度化を図るとともに、都心居住を促進し、賑わいと魅力ある中心市街地の形成を目指します。
- ・ 中心商業地周辺の複合市街地では、店舗、娯楽施設、事務所などの業務の利便性を高めつつ、居住環境との調和を図るために地区計画制度を活用し、土地の有効利用を促進する整備を検討します。
- ・ 土地区画整理事業、市街地再開発事業などを推進し、土地の有効利用を図ります。

2）産業集積・振興の方針

- ・ 高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬等の広域的な交流拠点を生かし、市内外からの来訪者を増加させ、中心市街地に回遊させます。
- ・ 空き家や空き店舗等を有効活用し、まちの活性化とまちなかの居住を促進します。
- ・ 観光案内所や多言語対応の案内板を整備し、外国人観光客にも配慮した環境づくりを行います。

3）道路・交通網整備の方針

① 道路

【主要幹線道路】

- ・ 都心環状線内の歩行者・自転車空間の拡充を図るため、（都）中央通り線（（主）高崎渋川線）の幅員再構築を検討します。
- ・ （都）高崎駅観音山線（（主）高崎渋川線）の整備を促進し、南部地区との連絡を強化するとともに、地区内交通の円滑化を図ります。

【幹線道路】

- ・ （都）本町江木線と（都）東2条線の整備を推進し、都心環状線の形成を図ります。

【地域幹線道路】

- ・ （都）高松若松町線の整備を推進し、地区内交通の円滑化を図ります。

【日常生活道路】

- ・ 高崎駅東口にペDESTリアンデッキを整備し、安全で快適な歩行者用道路を確保します。
- ・ 高崎駅周辺においては、歩行者用道路の連続性の確保やユニバーサルデザインの導入・促進により、円滑で快適な歩行空間ネットワークの形成を図ります。

② 公共交通

- ・ 高崎駅の機能を強化するため、バス交通との連携強化や駐車場の整備により、利用しやすく人と環境にやさしい公共交通網の形成を目指します。
- ・ 駐車場や駐輪場等の駅周辺施設の機能充実を図ります。

4) 下水道・河川整備の方針

- ・ 公共下水道整備が概ね完成している市街地形成エリアでは、下水道施設の適正な維持管理に努めます。

5) 公園・緑地整備の方針

- ・ 烏川河川敷を市民の身近な憩いの場、健康増進の場と位置づけ、中心市街地からのアクセスを確保し、高松地区かわまちづくりなどの整備を推進するとともに、緑化の推進に努めます。
- ・ 城址公園は、史跡保全との調和を図ります。

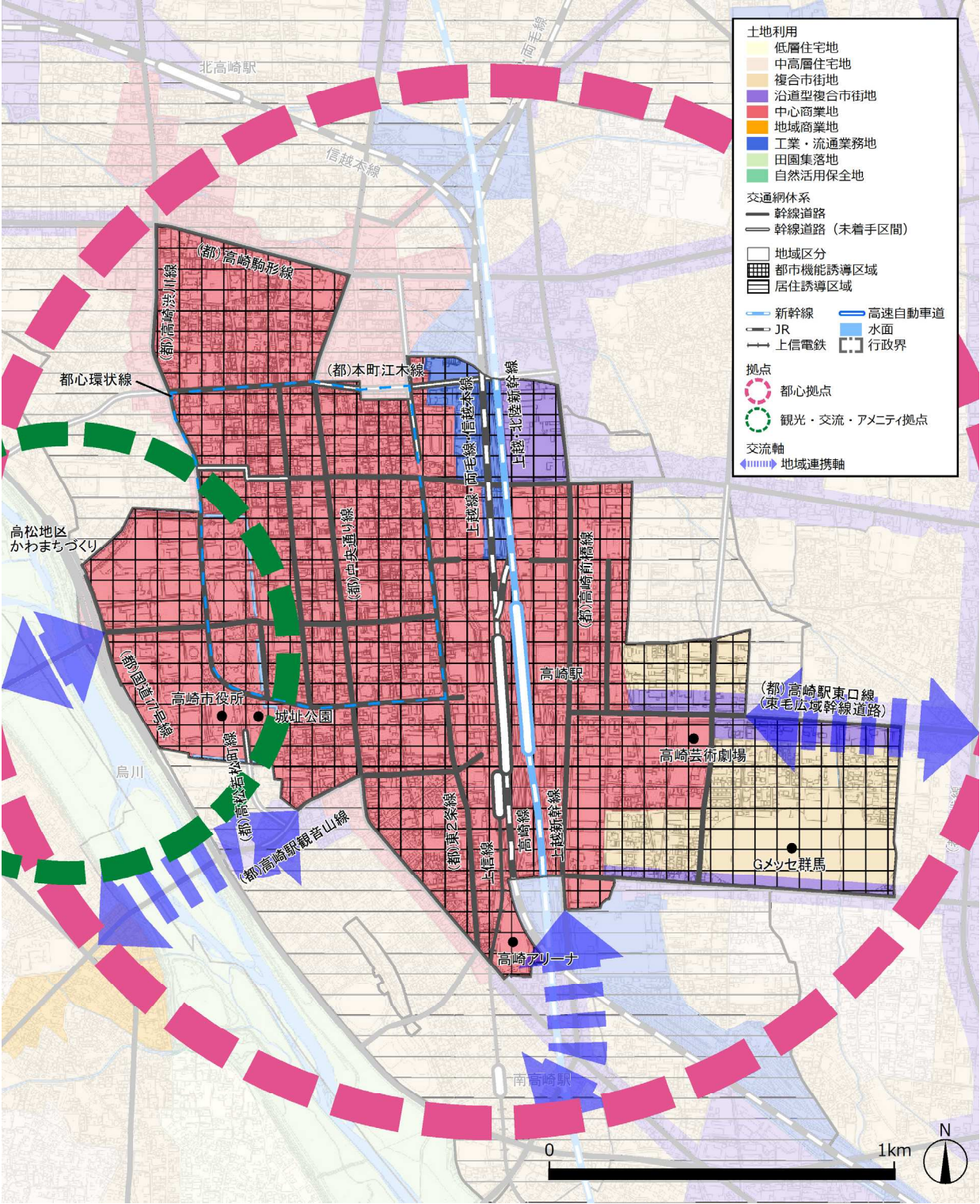
6) 景観形成の方針

- ・ 高崎駅西口では商都高崎として個性と賑わいのある商業・業務地景観を形成します。
- ・ 高崎駅東口では新たな商業・業務地としてまとまりのある景観形成を進めます。
- ・ 高崎地域の歴史や文化を象徴する歴史文化資源を生かした景観形成を進めます。
- ・ 中心市街地における住宅地周辺の緑化や空地を活用し、商業・業務施設とバランスの取れたゆとりある住宅地景観を形成します。

7) 防災・災害に対する方針

- ・ 防火・準防火地域の指定などにより、地区の不燃化や耐火建築物の誘導を図ります。
- ・ 災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを検討します。

■ 都心地区の整備方針図



（４）北部地区

１）土地利用の方針

第３章全体構想 ３－１ 土地利用の方針で示した内容を原則とし、地域の特性や課題に応じた具体的な方針を示します。

① 市街化区域（都市機能誘導区域）

- ・ 問屋町周辺は、副都心拠点として流通、商業、業務などの産業集積を図り、都心拠点の経済活動を補完します。
- ・ 都市居住エリアとしての住環境の向上と生活利便機能の誘導を図ります。
- ・ 問屋町の卸商業団地や駅前空間の形成として適正な土地利用の誘導を図るため、地区計画制度を活用します。

② 市街化区域（居住誘導区域を含む）

- ・ 新保・日高土地区画整理事業については、周辺の環境に配慮しつつ整備を推進します。
- ・ 中央地区（柳川町、赤坂町、堰代町、嘉多町）、下小島地区（下小島町）では、土地区画整理事業の事業化を検討します。
- ・ 井野駅、北高崎駅、群馬八幡駅周辺については、生活拠点と位置づけ、地域住民の日常生活を支える施設の誘導を図ります。
- ・ （都）国道 17 号線、（都）環状線、（都）高前幹線の沿道は、沿道型複合市街地として流通、商業、業務などの沿道サービス施設や住宅と共存する施設を誘導し、周辺市街地の環境や防災性の向上に寄与する沿道の街並み景観の形成を促進します。

③ 市街化調整区域

- ・ 既存工業団地（下大島・町屋、行力、浜川）については、産業集積拠点とし、周辺土地利用との調和を図るとともに、機能の更新を促進します。
- ・ 前橋インターチェンジを生かし、（都）国道 17 号線沿道は、工業、流通、商業、業務、その他産業の集積を図ります。
- ・ 豊岡だるま駅の整備に伴い、周辺の住環境整備を推進し、活性化を図ります。

２）産業集積・振興の方針

- ・ 豊岡だるま駅南側の駅前広場隣接地に、駅利用者の増加とだるまの産地である豊岡地区から高崎だるま®の魅力を発信するため、高崎だるまミュージアム（仮称）の整備を推進します。
- ・ 前橋インターチェンジ周辺を産業集積拠点として整備を推進します。

3) 道路・交通網整備の方針

① 道路

【主要幹線道路】

- ・（都）国道 17 号線高松立体付近の拡幅整備を促進し、交通渋滞の緩和を図ります。
- ・（都）高崎前橋線の整備を促進し、前橋方面との連絡を強化します。
- ・（都）下豊岡剣崎線（国道 406 号）の整備を促進し、榛名地域及び倉渚地域との連絡を強化します。
- ・（都）高崎渋川線の整備を促進し、群馬地域との連絡を強化します。
- ・群馬地域と北部地区との連絡を強化するため、（主）前橋安中富岡線の整備を検討します。

【幹線道路】

- ・（都）群馬八幡駅前通り線の整備を促進し、群馬八幡駅の機能を強化します。
- ・豊岡だるま駅の利便性を高めるとともに、烏川兩岸の小碓・豊岡地区の一体感の醸成を図るため、烏川への架橋を含めた（都）豊岡経大通り線の整備を推進します。また、豊岡だるま駅から（都）国道 18 号線を結ぶアクセス道路の整備を検討します。
- ・井野駅の機能を強化するため、（県）井野停車場線の整備を検討します。

【地域幹線道路】

- ・（都）飯塚並榎線、（都）東 4 条線の整備を推進し、地区内交通の円滑化を図ります。
- ・（都）新保田中線の整備を推進し、前橋方面との連絡を強化します。
- ・（都）下小烏筑縄線、（都）福島小八木線の整備を推進し、地区内交通の円滑化を図ります。

【日常生活道路】

- ・長野堰、井野川及び利根川沿いのサイクリングロードを良好に維持します。
- ・烏川、碓氷川沿いのサイクリングロードの整備拡充を図ります。

② 公共交通

- ・北高崎駅、豊岡だるま駅、群馬八幡駅、高崎問屋町駅、井野駅の機能を強化するため、バス交通との連携強化や駐車場の整備により、利用しやすく、人と環境にやさしい公共交通網の形成を目指します。
- ・駅のバリアフリー化、駐車場・駐輪場等の駅周辺施設の機能充実を図ります。

4) 下水道・河川整備の方針

- ・公共下水道は、八幡、豊岡、長野、六郷、中川、新高尾地区の住宅地を中心に整備が進んでおり、周辺の計画区域も継続的に整備を図ります。

5) 公園・緑地整備の方針

- ・日高遺跡については、史跡公園として整備を推進します。
- ・烏川や浜川運動公園周辺の井野川沿いなどの自然環境・緑地の保全を図ります。
- ・八幡霊園は、市民生活に安らぎとうるおいを提供する緑の場として保全を図ります。
- ・八幡八幡宮特別緑地保全地区は、良好な緑地資源の保全を図ります。

6) 景観形成の方針

- ・ 問屋町周辺地区は活気のある商業・業務地景観の形成を図ります。
- ・ 緑豊かで落ち着きのある住宅地景観を形成します。
- ・ 周辺の田園環境や住環境と調和した市街地景観を形成します。
- ・ 工業地では緑化を推進し、ゆとりある景観の形成を図ります。
- ・ 地域の歴史文化資源や市民の拠点を生かした景観形成を推進します。
- ・ 長野堰や井野川などと調和した田園・集落景観を守ります。
- ・ 市街地にうるおいを与える井野川の水辺景観を守ります。

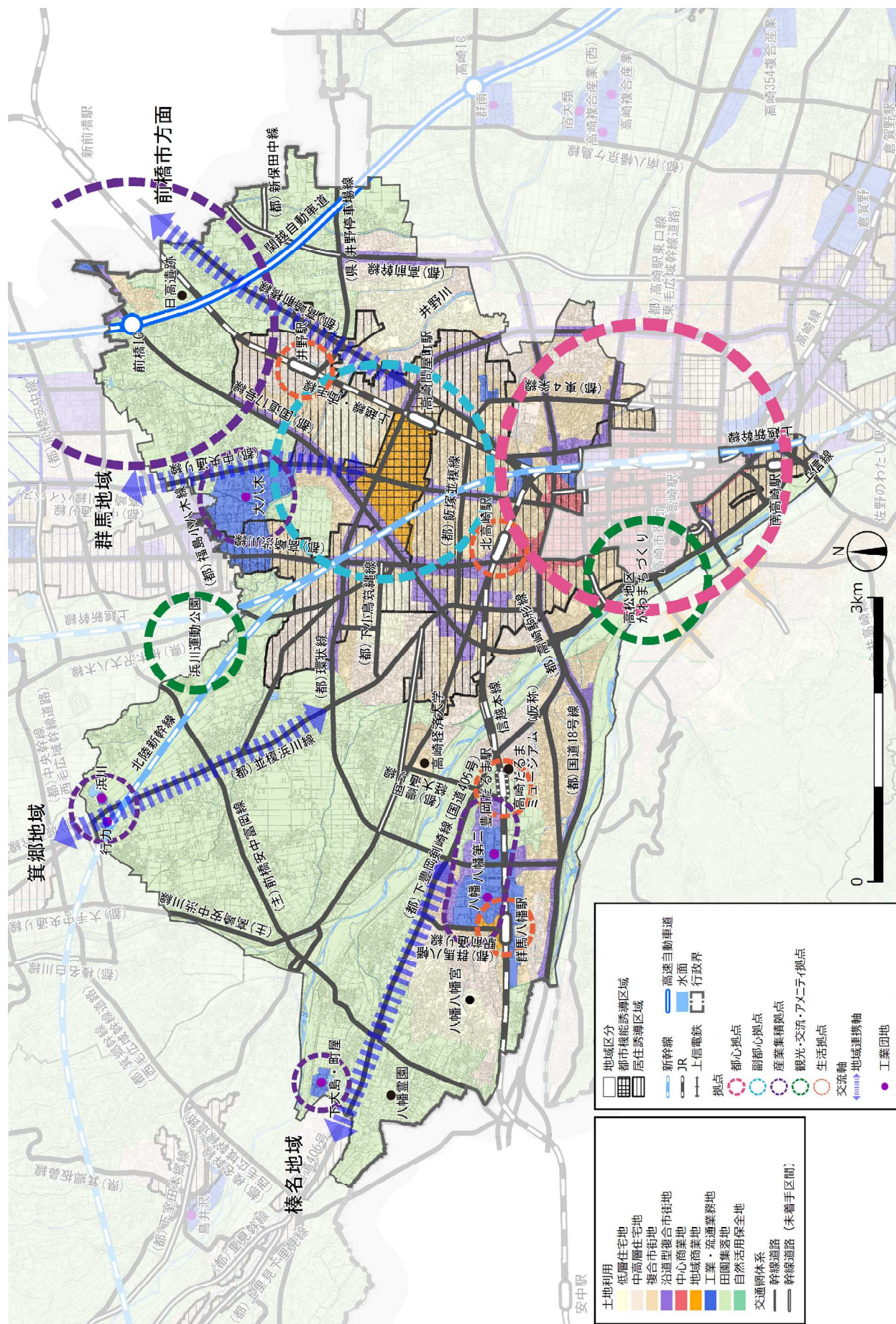
7) 防災・災害に対する方針

- ・ 災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを検討します。

■ 高崎問屋町駅



■ 北部地区の整備方針図



（５）東部地区

１）土地利用の方針

第３章全体構想 ３－１ 土地利用の方針で示した内容を原則とし、地域の特性や課題に応じた具体的な方針を示します。

① 市街化区域（都市機能誘導区域）

- ・ 高崎操車場跡地周辺は、副都心拠点として業務、商業、居住などの集積を図り、新産業の創出や育成の拠点となるビジネスパークの整備及び新駅の設置に向けて検討します。
- ・ 高崎操車場跡地周辺土地区画整理事業を推進します。
- ・ 地区計画制度により、建築物の用途の混在による住環境の悪化や、敷地の細分化等を防止し、ゆとりある良好な住環境の形成を図ります。

② 市街化区域（居住誘導区域を含む）

- ・ （都）環状線沿道の江木町、高関町、上大類町については、城東土地区画整理事業を推進します。
- ・ 工業・流通業務地では、周辺環境と調和した土地利用を図るため、地区計画制度などによる規制誘導を検討します。
- ・ 高崎複合産業団地については、複合産業の維持増進を図るとともに、周辺地域と調和する緑豊かな業務地として秩序ある土地利用を図ります。
- ・ 高崎スマート IC 産業団地については、産業集積地に相応しい良好な土地利用を維持・保全します。
- ・ 高崎 354 複合産業団地については、景観に配慮した産業団地とするため、緑化の推進等により周辺地域の生活環境と調和した土地利用を図ります。
- ・ 倉賀野駅北土地区画整理事業については、周辺の環境に配慮しつつ整備を推進します。

③ 市街化調整区域

- ・ サンリバー常慶住宅団地（下大類町、元島名町）については、戸建住宅を中心とした低層住宅地として、地区計画制度による良好な居住環境の規制誘導を図ります。
- ・ 既存工業団地（群南、宿大類、八幡原、八幡原第二）については、産業集積拠点とし、周辺土地利用との調和を図るとともに、機能の更新を促進します。
- ・ 高崎インターチェンジ、高崎玉村スマートインターチェンジを生かし、（都）高崎駅東口線、（都）高崎駒形線沿道は、工業、流通、商業、業務、その他産業の集積を図ります。
- ・ 本市からのアクセス性が高い前橋南インターチェンジを生かし、前橋市に隣接する地域に工業、流通、商業、業務、その他産業の集積を図ります。

２）産業集積・振興の方針

- ・ 既存工業団地、産業団地の活用を図り、機能強化と誘致を推進します。
- ・ 高速道路のインターチェンジ周辺を産業集積拠点として整備を推進します。
- ・ 公共空間の民間による利活用を促進し、市民・事業者が一体となった賑わい創出を図ります。

3) 道路・交通網整備の方針

① 道路

【主要幹線道路】

- ・ 県央交通の軸となる（都）高前幹線の整備を推進し、前橋方面との連絡を強化するとともに、烏川による地域分断の解消を図ります。また、（都）高崎駒形線との交差部は立体交差化を図ります。
- ・ （都）前橋長瀬線の整備を促進し、前橋方面及び藤岡方面との連絡を強化します。

【幹線道路】

- ・ 地区の東西軸となる（都）高崎伊勢崎線、（都）矢中下斎田線、（都）高崎玉村線の整備を促進し、都心地区及び玉村方面との連絡を強化します。
- ・ 地区の南北軸となる（都）宿横手大沢線の整備を促進し、前橋方面との連絡を強化します。
- ・ （都）南八幡京ヶ島線、（都）上佐野寺尾線の整備を推進し、烏川による地域分断の解消を図ります。
- ・ （都）倉賀野駅前通り線の整備を促進し、倉賀野駅の機能を強化します。また、（都）倉賀野橋東線の延伸を検討します

【地域幹線道路】

- ・ （都）東4条線の整備を推進し、地区内交通の円滑化を図ります。

【日常生活道路】

- ・ 井野川及び利根川沿いのサイクリングロードを良好に維持します。

② 公共交通

- ・ 高崎駅と倉賀野駅との間の新駅設置に向けて検討します。
- ・ 倉賀野駅のバリアフリー化、北口駅前広場の整備を推進し、駅機能の強化を図ります。

4) 下水道・河川整備の方針

- ・ 公共下水道は、大類、京ヶ島、滝川地区等の住宅密集区域を中心に整備が進んでおり、周辺の計画区域も継続的に整備を図ります。
- ・ 高崎操車場跡地及び倉賀野駅北土地区画整理事業区域周辺については、土地区画整理事業にあわせて公共下水道の整備を推進し、市街化調整区域では、投資効果の高い地区から順次整備の拡張を行います。

5) 公園・緑地整備の方針

- ・ 群馬の森及び観音山古墳周辺の自然環境・緑地・史跡の保全を図ります。
- ・ 井野川沿い、烏川沿い、利根川沿いのサイクリングロード周辺は、水とふれあえる親水空間として整備を促進します。
- ・ 慈眼寺特別緑地保全地区や下滝緑地の保全を図ります。

6) 景観形成の方針

- ・ 田園環境や住環境と調和した市街地景観を形成します。
- ・ 関越自動車道や高崎駅東口線では、市の玄関口として良好な道路景観を形成します。
- ・ 周辺環境と調和した緑豊かな工業地景観を形成します。
- ・ 群馬の森や観音山古墳など、特色のある歴史文化資源や緑の景観を守ります。
- ・ 井野川や滝川など、うるおいのある水辺景観を守ります。
- ・ 倉賀野宿の名残をとどめる伝統的建造物を生かした景観形成を進めます。

7) 防災・災害に対する方針

- ・ 災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを検討します。

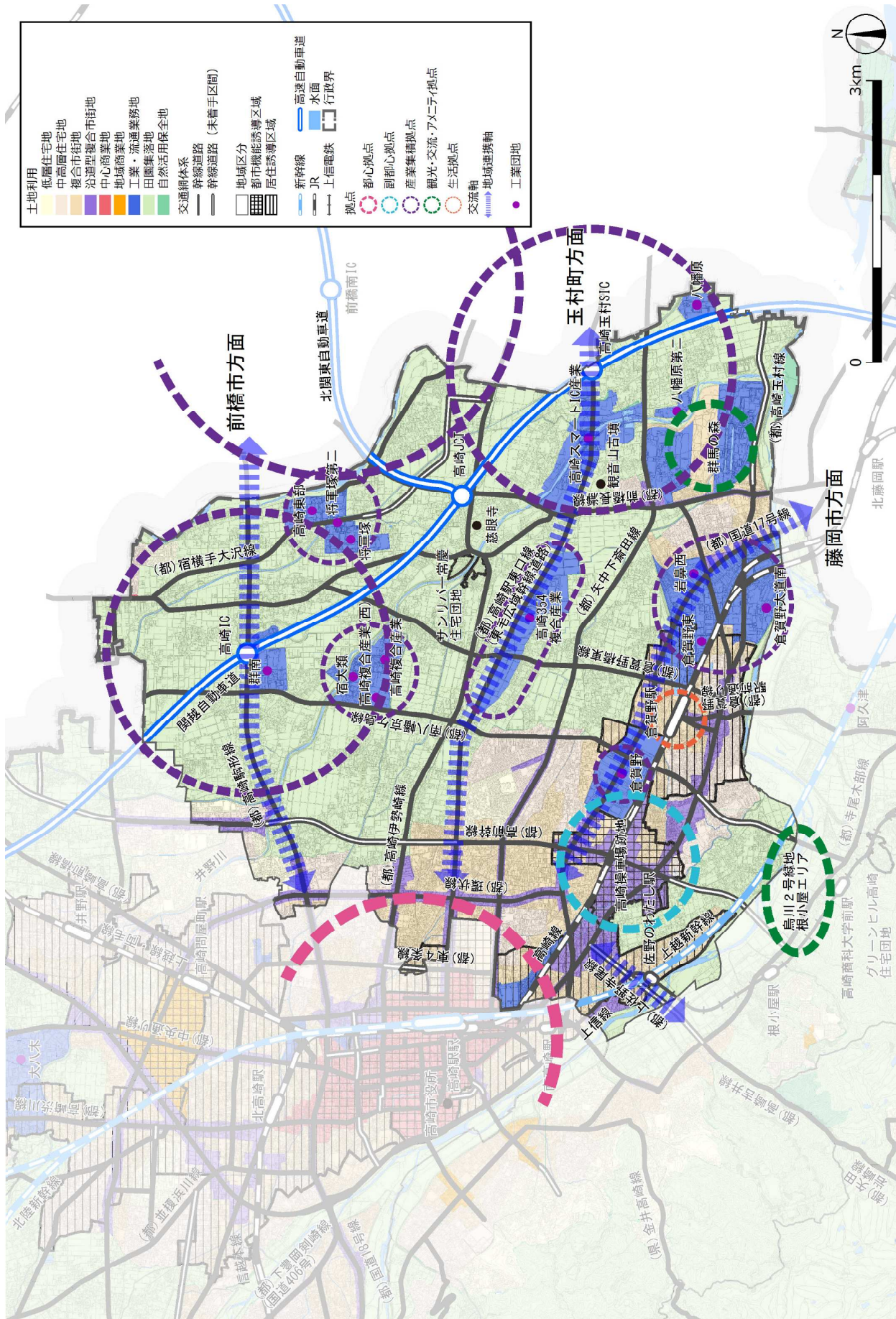
■ 高崎スマート IC 産業団地



■ 高崎 354 複合産業団地



■ 東部地区の整備方針図



（6）南部地区

1）土地利用の方針

第3章全体構想 3-1 土地利用の方針で示した内容を原則とし、地域の特性や課題に応じた具体的な方針を示します。

① 市街化区域（都市機能誘導区域及び居住誘導区域はありません）

- ・ 石原東土地区画整理事業については、周辺の環境に配慮し、整備を推進します。
- ・ 片岡中学校周辺については、地域商業地として地域住民の日常生活を支える施設の誘導を図ります。

② 市街化調整区域

- ・ グリーンヒル高崎住宅団地は、周辺地域と調和のとれたまちづくりを図るため、地区計画制度により良好な環境の専用住宅地として用途の純化を図り、秩序ある街並みの形成を図ります。
- ・ 既存工業団地（阿久津）については、産業集積拠点とし、周辺土地利用との調和を図るとともに、機能の更新を促進します。
- ・ 観音山丘陵の保全を図り、市民の森の整備を推進します。
- ・ 高崎白衣大観音周辺は、観光拠点として周辺環境と調和した魅力的な観光地の形成を推進します。
- ・ 烏川や碓氷川沿岸は、緑地の保全とともに、水とふれあえる親水空間として整備を推進します。

2）産業集積・振興の方針

- ・ 既存工業団地、産業団地の活用を図り、機能強化と誘致を推進します。
- ・ 公共空間の民間による利活用を促進し、市民・事業者が一体となった賑わい創出を図ります。

3）道路・交通網整備の方針

① 道路

【主要幹線道路】

- ・ 南部地区の東西軸となる（都）寺尾木部線の整備を促進し、藤岡市方面との連絡を強化します。

【幹線道路】

- ・ （都）南八幡京ヶ島線、（都）上佐野寺尾線の整備を推進し、烏川による地域分断の解消を図ります。

【地域幹線道路】

- ・ （都）寺尾乗附線の整備を促進し、地区内交通の円滑化を図ります。

【日常生活道路】

- ・ 観音山丘陵の歴史文化資源をネットワーク化する自然遊歩道の維持・拡充を図ります。

② 公共交通

- ・ 上信電鉄上信線の機能を強化するため、バス交通との連携強化やパークアンドライド駐車場の整備について検討し、利用しやすい公共交通網の形成を目指します。

4) 下水道・河川整備の方針

- ・ 公共下水道は、片岡、寺尾、鼻高地区等の住宅密集区域を中心に整備が進んでおり、周辺の計画区域も継続的に整備を図ります。
- ・ 都市計画河川烏川の整備を促進し、防災性を強化します。
- ・ 国と連携し、烏川の堤防整備、河道掘削の促進や防災ステーション等の河川防災施設の整備を図り、防災性を強化します。

5) 公園・緑地整備の方針

- ・ 観音山丘陵を市民の身近な憩いの場、健康増進の場と位置づけ、中心市街地からのアクセスを確保し、高松地区かわまちづくりなどの整備を推進するとともに、緑化の推進に努めます。
- ・ 観音山風致地区、護国神社特別緑地保全地区、少林山特別緑地保全地区については、良好な緑地資源の保全を図ります。
- ・ 高崎市民スポーツパーク（仮称）や烏川2号緑地根小屋エリアなどの緑地整備を推進し、市民生活に安らぎとるおいを提供する緑の場として保全を図ります。
- ・ 金井沢碑と山上碑及び古墳を保全し、整備します。

6) 景観形成の方針

- ・ 観音山丘陵や烏川から望む山並みや市街地への見晴らしを守ります。
- ・ 観音山丘陵の緑あふれる里山景観を守り、自然と歴史文化資源を生かした風情のある観光地景観を形成します。
- ・ 地域の歴史を物語る歴史文化資源を保全活用し、景観の形成を図ります。
- ・ 周辺環境と調和した緑豊かな工業地景観の形成を図ります。
- ・ 烏川や碓氷川の、水と緑の豊かな水辺景観を守ります。

7) 防災・災害に対する方針

- ・ 災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを検討します。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域に指定されている地区の対応について検討します。

■ 高崎白衣大観音



南部地区の整備方針図

